

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年7月12日

【四半期会計期間】 第92期第1四半期(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

【会社名】 株式会社丸栄

【英訳名】 MARUEI DEPARTMENT STORE COMPANY,LIMITED

【代表者の役職氏名】 取締役社長 江崎 美治洋

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中区栄三丁目3番1号

【電話番号】 052(264)1211(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務本部長 加古 守

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中区栄三丁目3番1号

【電話番号】 052(264)1211(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務本部長 加古 守

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第91期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第92期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第91期
会計期間	自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日	自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日	自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日
売上高 (百万円)	10,688	9,405	41,658
経常損失() (百万円)	87	3	619
四半期(当期) 純損失() (百万円)	308	795	637
純資産額 (百万円)	18,192	17,096	17,905
総資産額 (百万円)	58,364	55,762	57,044
1株当たり純資産額 (円)	323.86	304.42	318.81
1株当たり四半期 (当期)純損失() (円)	5.49	14.16	11.34
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	31.2	30.7	31.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	249	231	805
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,511	16	5,444
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,498	570	4,727
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	2,180	1,710	2,032
従業員数 (名)	615	518	514

- (注) 1.当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2.売上高には消費税及び地方消費税は含んでおりません。
- 3.潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年5月31日現在

従業員数(名)	518 (464)
---------	-------------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、当第1四半期連結会計期間の平均人数を外数で記載しております。
2. 当社は、早期退職者を募集したことにより、平成22年7月31日付けで従業員数が120名減少する予定であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年5月31日現在

従業員数(名)	342 (182)
---------	-------------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、当第1四半期会計期間の平均人数を外数で記載しております。
2. 当社は、早期退職者を募集したことにより、平成22年7月31日付けで従業員数が120名減少する予定であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況

当社及び当社の関係会社においては、百貨店業、不動産賃貸業、運送業及びその他の事業を行っており、生産及び受注については該当事項はありません。

(2) 販売の状況

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
百貨店業	8,568	90.1
不動産賃貸業	537	90.6
運送業	299	120.1
その他の事業		
合計	9,405	88.0

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 当第1四半期連結会計期間からその他の事業の内容が、前払式特定取引業(友の会事業)のみとなりました。これは、その他の事業に含めておりました飲食業の連結子会社を、株式売却により前連結会計年度末において連結の範囲から除外したことによるものであります。
なお、当第1四半期連結会計期間はセグメント間の内部売上高のみでしたので、その他の事業の販売高及び前年同四半期比を記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、輸出の増加や経済対策の効果などにより、一部には持ち直しの兆しが見られましたものの、株価の低迷やデフレの影響などもあり、企業業績・個人消費は未だ本格的な回復には至らず、景気は引き続き力強さに欠ける状況下で推移いたしました。

当社グループの主たる事業分野であります百貨店業界におきましても、業種・業態を超えた競合の激化に加えて、厳しい雇用情勢や所得環境への不安を背景に消費マインドの冷え込みや消費者の節約志向の高まりが見られ、高額品のほか主力商品である衣料品の不振が続くなど、低調な商況に終始いたしました。

こうした状況下、当第1四半期連結会計期間の当社グループの売上高は、94億5百万円（前年同四半期比88.0%）となり、利益面につきましては徹底した経費管理と節減に努め、営業利益5千6百万円（前年同四半期比297.4%）、経常損失3百万円（前年同四半期は経常損失8千7百万円）となりました。また特別損失として投資有価証券評価損など7億3千1百万円を計上いたしました結果、四半期純損失は7億9千5百万円（前年同四半期は四半期純損失3億8百万円）となり、誠に遺憾な成績となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

百貨店業

百貨店業におきましては、当社の創業395年を記念し、また長年のご愛顧、ご支援に感謝の意を込めた催物「おかげさまで395年 マルエイ創業祭」をはじめ、有名タレントの絵画展、人気物産展の2週連続開催など、売上高の向上と集客力の強化に努めてまいりました。

しかしながら非常に厳しい環境下、売上高は85億6千8百万円（前年同四半期比90.1%）となり、より一層の経費削減に取り組みましたが、営業損失は1億2千2百万円（前年同四半期は営業損失1億9千2百万円）となり不本意な結果となりました。

不動産賃貸業

不動産賃貸業におきましては、不動産市況の低迷が続くなか空室率の改善に鋭意取り組みましたが、売上高は5億3千7百万円（前年同四半期比90.6%）となり、営業利益は1億9千2百万円（前年同四半期比81.4%）となりました。

運送業

運送業におきましては、商業物流への取り組み強化に努め、売上高は2億9千9百万円（前年同四半期比120.1%）となりましたが、それに伴う費用増加を吸収するまでには至らず、営業損失は6百万円（前年同四半期は営業損失1千万円）となりました。

その他の事業

その他の事業におきましては、百貨店店舗内において友の会事業を運営し、前払式証票の発行および取扱を行っております。営業損失は8百万円（前年同四半期は営業損失1千万円）となりました。

（2）財政状態の分析

（資産）

当第1四半期末の総資産は、前連結会計年度末に比べ12億8千1百万円減少し、557億6千2百万円となりました。これは流動資産が2億2千5百万円減少し、固定資産が10億4千8百万円減少したことによります。固定資産の減少については、減価償却費等により建物及び構築物が4億2千4百万円、投資有価証券評価損等により投資有価証券が6億1千9百万円減少したことなどによります。

（負債）

当第1四半期末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ4億7千2百万円減少し、386億6千6百万円となりました。これは流動負債が4億8千7百万円減少し、固定負債が1千5百万円増加したことによります。流動負債については、一年内返済予定の長期借入金が8億2百万円減少し、短期借入金が2億7千3百万円増加したことなどによります。

（純資産）

当第1四半期末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ8億9百万円減少し、170億9千6百万円となりました。これは利益剰余金が7億9千5百万円減少したことなどによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前第1四半期末に比べ4億7千万円減少し、17億1千万円となりました。当第1四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、前年同四半期に比べ1千8百万円減少し、2億3千1百万円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純損失が7億3千4百万円、減価償却費2億8千8百万円、投資有価証券評価損5億2千5百万円等による調整と仕入債務の増加額1億5千8百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、1千6百万円となりました（前年同四半期は45億1千1百万円の支出）。これは主に、投資有価証券の売却による収入1億1千7百万円、有形固定資産の取得による支出6千万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、5億7千万円となりました（前年同四半期は44億9千8百万円の収入）。これは主に、長期借入れによる収入9億5千万円、長期借入金の返済による支出16億9千8百万円、社債の償還による支出9千5百万円等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

特記すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	165,940,000
計	165,940,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成22年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年7月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	56,618,887	56,618,887	東京、名古屋、 各証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	56,618,887	56,618,887		

(2) 【新株予約権等の状況】

転換社債型新株予約権付社債

(平成21年2月27日取締役会決議)

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成21年3月16日発行)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	35
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	(注5)
新株予約権の行使時の払込金額	(注6)
新株予約権の行使期間	(注7)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	(注8)
新株予約権の行使の条件	(注9)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注10)
代用払込みに関する事項	(注11)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注12)
新株予約権付社債の残高(百万円)	3,500

- (注1) 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。
- (注2) 本行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりである。
- 1 本新株予約権付社債は、株価の下落により、新株予約権の行使時の転換価額が修正され、新株予約権の行使目的となる株式の数が増加する。
 - 2 本新株予約権付社債の転換価額の修正基準、修正頻度及び転換価額の下限は以下のとおりである。

修正基準	株式会社東京証券取引所の終値の95%の値が、当初転換価額を下回る場合
修正頻度	平成25年2月28日の1回
転換価額の下限	180円（但し、転換価額の調整が行われる場合には、同じ割合で下限値も調整される。）
 - 3 本新株予約権付社債の全ての新株予約権が行使された場合に交付すべき株式数の上限は19,444,444株であり、当連結会計年度末現在の発行済株式総数に対して34.3%である。
 - 4 本新株予約権付社債の全額の繰上償還を可能とする旨の条項が付されている。
- (注3) 当社の株券の売買に関する事項についての本行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取り決めはない。
- (注4) 本行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての、本行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取り決めはない。
- (注5) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額（以下に定義する。）で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
「転換価額」とは、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の当初金額を指すが、同欄第3項又は第4項によりこれが修正又は調整される場合には、かかる修正又は調整後の金額をいう。
- (注6) 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債額は、その払込金額と同額とする。
- 2 転換価額
転換価額は当初222円とし、本欄第3項又は第4項に従い修正又は調整される。
 - 3 転換価額の修正
平成25年2月28日（同日が終値（気配値を含む。以下同じ。）のない日である場合又は取引日でない場合には直前の終値のある取引日を指し、以下「決定日」という。）において、決定日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の95%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。）が本欄第2項記載の当初の転換価額（但し、本欄第4項による調整を受ける。）を下回っている場合には、転換価額は決定日の翌日より修正後転換価額とする。但し、かかる算出の結果、修正後転換価額が180円（以下「下限転換価額」という。但し、本欄第4項による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。
 - 4 転換価額の調整
(1) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、下記の算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整される。

$$\begin{array}{rcccl}
 & & & \text{既発行} & & \text{交付普通} & & \text{1株当たりの} \\
 & & & \text{普通株式数} & + & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\
 \text{調整後} & = & \text{調整前} & & & & & \\
 \text{転換価額} & & \text{転換価額} & \times & \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} & & &
 \end{array}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受け
る権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められてい
ない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当
該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(2)号又は第
(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普
通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額
調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した
当社普通株式数を含まないものとする。

(2) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする、以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得請求権付株式等が発行された時点で、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して本号 による調整前に本号 又は による転換価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本号 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本号 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号又は第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による転換価額の調整が修正日前行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は (i)による転換価額の調整が修正日前行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号 における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \quad \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その端数に調整後転換価額を乗じた金額を返還する。

本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

- (4) 本項第(2)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき
その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき

- 5 本欄第3項により転換価額の修正が行われるときは、当社は、決定日後速やかに、その旨、修正前の転換価額、修正後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。本欄第4項により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、本欄第4項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

- (注7) 平成24年2月27日から平成26年2月27日までとする。但し、平成24年2月26日以前の時点においても、以下に定める条件のいずれかが満たされた場合には、その時点より本新株予約権を行使することができるものとする。

20連続取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の当初の転換価額（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項による調整を受ける。）の130%を超えた場合
当社以外の者により金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けが行われた場合

- (注8) 1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格は当初222円とし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項によりこれが修正又は調整される場合には、かかる修正又は調整後の金額とする。
- 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注9) 当社が「13償還の方法」第2項第(2)号 若しくは により本社債を繰上償還する場合又は当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、繰上償還に係る償還日又は期限の利益の喪失日以後、本新株予約権を行使することはできない。新株予約権の一部につきその行使を請求することはできない。
- (注10) 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することができない。
- (注11) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
- (注12) 組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付
- 1 組織再編等(「13償還の方法」第2項第(2)号 に定義する。)が生じた場合には、当社は、承継会社等(「13償還の方法」第2項第(2)号 に定義する。)をして、本新株予約権付社債の社債要項に従って本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ()当該組織再編等の全体から見て当社が不合理であると判断する費用(租税を含む。)を当社又は承継会社等が負担せずに実行可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であるよう最善の努力をするものとする。但し、本項に記載の当社の努力義務は、当社が「13償還の方法」第2項第(2)号 記載の証明書を交付する場合には、適用されない。
- 2 本欄第1項の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- (1) 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の社債要項を参照して決定するほか、本号()又は()に従う。なお、転換価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項と同様の修正又は調整に服する。
- () 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又はその他の財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- () 本号()以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日(場合により効力発生日から14日以内の日)から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

- (6) その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (8) 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
 - (9) その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- 3 当社は、本欄第1項の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の社債要項の趣旨に従う。

(注13) 償還の方法

- 1 償還金額
額面100円につき金100円
ただし、繰上償還の場合は本欄第2項第(2)号 又は に定める価額による。
- 2 償還の方法及び期限
 - (1) 満期償還
平成26年2月28日(以下「満期償還日」という。)にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
 - (2) 繰上償還
当社は以下の場合において、満期償還日前に本社債を償還することができる。
組織再編等による繰上償還
本新株予約権付社債の発行後、当社につき組織再編等(以下に定義する。)が生じた場合で、かつ、当社が(a)別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄第1項記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等(組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。以下同じ。)が当該組織再編等の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを当社としては想定していない旨の証明書を当社が本新株予約権付社債の社債権者に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して10営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、額面100円につき金100円で繰上償還するものとする。
「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)における、()当社が消滅会社となる合併、()新設分割若しくは吸収分割(本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、()当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、()資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)又は()その他の日本法上の会社組織再編手続で本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の会社へ引き受けられることとなるものの承認決議の採択を総称する。
その他の事由による繰上償還
本新株予約権付社債の発行後、平成21年8月31日までに当社が株式会社新田中(以下「新田中」という。)の発行済株式全てを取得しない場合には、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して10営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は平成21年9月30日までの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、額面100円につき金100円で繰上償還するものとする。但し、当社が新田中の発行済株式全てを取得しない旨を開示した場合には、平成21年8月30日以前の時点においても、本新株予約権付社債の社債権者に対して10営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は当該開示を行った日(当日を含む。)から20営業日までの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、額面100円につき金100円で繰上償還するものとする。
- (3) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- 3 元利金支払事務取扱者(元利金支払場所)
株式会社丸栄 総務部

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成21年12月1日から 平成22年2月28日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年3月1日から 平成22年5月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年3月1日～ 平成22年5月31日		56,618,887		6,462		3,774

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、株主名簿の記載内容が確認できませんので、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成22年4月19日付けで提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成22年4月12日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	2,173	3.84
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	336	0.59
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,633	2.88

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないため、直前の基準日である平成22年2月28日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 455,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 55,140,000	55,140	
単元未満株式	普通株式 1,023,887		
発行済株式総数	56,618,887		
総株主の議決権		55,140	

(注) 「単元未満株式数」の欄には、当社所有の自己株式22株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 丸 栄	名古屋市中区栄 三丁目3番1号	455,000		455,000	0.80
計		455,000		455,000	0.80

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 3月	4月	5月
最高(円)	123	163	154
最低(円)	113	122	106

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(平成21年3月1日から平成21年5月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び、当第1四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成21年3月1日から平成21年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,717	2,039
受取手形及び売掛金	1,126	1,042
商品	1,132	1,177
その他	1,239	1,182
貸倒引当金	149	149
流動資産合計	5,066	5,291
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	13,144	13,569
土地	31,875	31,875
その他(純額)	391	381
有形固定資産合計	45,411	45,826
無形固定資産		
のれん	1,571	1,592
その他	128	129
無形固定資産合計	1,700	1,721
投資その他の資産		
投資有価証券	2,913	3,533
その他	595	589
貸倒引当金	22	22
投資その他の資産合計	3,487	4,100
固定資産合計	50,599	51,648
繰延資産	96	103
資産合計	55,762	57,044
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,174	3,015
短期借入金	5,062	4,788
1年内返済予定の長期借入金	4,266	5,068
1年内償還予定の社債	740	740
未使用商品券等引当金	588	603
その他の引当金	49	60
その他	3,237	3,328
流動負債合計	17,117	17,605
固定負債		
社債	5,005	5,100
長期借入金	8,003	7,949
再評価に係る繰延税金負債	4,576	4,542

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年2月28日)
退職給付引当金	598	598
その他	3,365	3,343
固定負債合計	21,548	21,533
負債合計	38,666	39,138
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,462	6,462
資本剰余金	3,774	3,774
利益剰余金	239	1,034
自己株式	104	104
株主資本合計	10,371	11,167
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	26	46
土地再評価差額金	6,751	6,785
評価・換算差額等合計	6,724	6,738
純資産合計	17,096	17,905
負債純資産合計	55,762	57,044

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
売上高	10,688	9,405
売上原価	8,333	7,442
売上総利益	2,355	1,963
販売費及び一般管理費	¹ 2,336	¹ 1,906
営業利益	19	56
営業外収益		
受取利息	2	1
持分法による投資利益	10	11
売場改装協力金	10	49
その他	14	13
営業外収益合計	39	76
営業外費用		
支払利息	92	93
その他	52	42
営業外費用合計	145	136
経常損失()	87	3
特別利益		
投資有価証券売却益	1	-
特別利益合計	1	-
特別損失		
投資有価証券評価損	-	525
減損損失	-	² 184
固定資産除却損	4	19
その他	2	2
特別損失合計	6	731
税金等調整前四半期純損失()	92	734
法人税等	215	60
四半期純損失()	308	795

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	92	734
減価償却費	301	288
のれん償却額	13	20
減損損失	-	184
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	139	-
受取利息及び受取配当金	3	3
支払利息	92	93
持分法による投資損益(は益)	10	11
投資有価証券評価損益(は益)	-	525
売上債権の増減額(は増加)	86	84
たな卸資産の増減額(は増加)	30	46
仕入債務の増減額(は減少)	340	158
その他	61	158
小計	383	324
利息及び配当金の受取額	8	11
利息の支払額	84	97
法人税等の支払額	57	6
営業活動によるキャッシュ・フロー	249	231
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	105	-
投資有価証券の売却による収入	-	117
有形固定資産の取得による支出	96	60
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	4,506	-
その他	14	41
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,511	16
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	218	273
長期借入れによる収入	2,300	950
長期借入金の返済による支出	1,473	1,698
社債の発行による収入	3,712	-
社債の償還による支出	100	95
配当金の支払額	156	0
その他	2	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,498	570
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	235	322
現金及び現金同等物の期首残高	1,944	2,032
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,180	1,710

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間
(自平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間において特別損失「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」(前第1四半期連結累計期間1百万円)は、特別損失総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損益(は益)」(前第1四半期連結累計期間1百万円)は重要性が増加したため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。

また、前第1四半期連結累計期間において「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券の売却による収入」(前第1四半期連結累計期間3百万円)についても重要性が増加したため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間
(自平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

1 一般債権の貸倒見積高の算定方法

当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。

2 棚卸資産の評価方法

当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。

3 固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算出しております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間
(自平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

税金費用の計算

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)	前連結会計年度末 (平成22年2月28日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 22,098百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 21,828百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日至平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日至平成22年5月31日)								
1 販売費及び一般管理費の主なもの	1 販売費及び一般管理費の主なもの								
役員報酬及び従業員給料手当 936百万円 退職給付費用 47百万円 賞与引当金繰入額 38百万円 のれん償却額 13百万円	役員報酬及び従業員給料手当 749百万円 退職給付費用 40百万円 のれん償却額 20百万円								
	2 減損損失 当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分で、賃貸資産及び遊休資産については個別物件単位でグルーピングし減損の兆候を判定しておりますが、下記資産については、出店契約の解除申し入れに伴い、個別物件単位にグルーピングを変更いたしました。 なお、当該資産については、除却する見込みとなったため、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減損しております。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>会社及び場所</th> <th>種類</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用資産</td> <td>株丸栄 名古屋市中区 スカイル8階部分</td> <td>建物及び構築物</td> <td>184</td> </tr> </tbody> </table>	用途	会社及び場所	種類	金額 (百万円)	事業用資産	株丸栄 名古屋市中区 スカイル8階部分	建物及び構築物	184
用途	会社及び場所	種類	金額 (百万円)						
事業用資産	株丸栄 名古屋市中区 スカイル8階部分	建物及び構築物	184						

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日至平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日至平成22年5月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 2,442百万円 預入期間が3か月超の定期預金 261 〃 現金及び現金同等物 2,180百万円	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 1,717百万円 預金期間が3か月超の定期預金 7 〃 現金及び現金同等物 1,710百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年5月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	56,618,887

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	459,278

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が、リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)

	百貨店業 (百万円)	不動産 賃貸業 (百万円)	運送業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	9,512	593	249	333	10,688		10,688
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	0	42	167	33	243	(243)	
計	9,512	635	416	367	10,932	(243)	10,688
営業利益又は 営業損失()	192	236	10	10	22	(3)	19

- (注) 1 事業区分は日本標準産業分類によっております。
2 その他の事業の内容は、飲食業等でありませす。
3 当第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。
これにより、従来の方法によった場合と比べ、営業損失が「百貨店業」において2百万円増加しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

	百貨店業 (百万円)	不動産 賃貸業 (百万円)	運送業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	8,568	537	299		9,405		9,405
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	0	38	179	19	238	(238)	
計	8,569	576	478	19	9,644	(238)	9,405
営業利益又は 営業損失()	122	192	6	8	55	1	56

- (注) 1 事業区分は日本標準産業分類によっております。
2 当第1四半期連結会計期間からその他の事業の内容は、前払式特定取引業(友の会事業)のみとなっております。これは、その他の事業において飲食業を営んでおりました連結子会社を、株式売却により前連結会計年度末において連結の範囲から除外したことによるものであります。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)

当連結企業集団には、在外支店及び在外連結子会社がないため該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)

当連結企業集団には、在外支店及び在外連結子会社がないため該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

国内売上のためのため該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

国内売上のためのため該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年5月31日)	前連結会計年度末 (平成22年2月28日)
304.42円	318.81円

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
1株当たり四半期純損失 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	1株当たり四半期純損失 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益
5.49円	14.16円

(注) 1. 前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	308	795
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	308	795
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	56,176	56,161
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(券面総額3,500百万円)。なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	
「早期退職特別優遇支援措置」の実施に伴う損失の計上	
当社は、平成22年4月13日開催の取締役会において決議した「早期退職特別優遇支援措置」の実施にあたり募集を行った結果、120名の応募がありました。これに伴う特別加算金及び再就職支援に係る費用等は現在算定中であり、第2四半期連結会計期間において特別損失として計上する予定であります。	
(1) 「早期退職特別優遇支援措置」の概要	
対象者	35才から60才までの社員及び出向者
募集人員	150名程度
募集期間	平成22年6月3日～6月9日
退職日	平成22年7月31日
優遇措置	通常の退職金に特別加算金を上乗せ支給。また、希望者に対しては再就職支援を行いません。
(2) 募集結果	
応募者数	120名

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月14日

株式会社丸栄
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柴 山 昭 三

指定社員
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社丸栄の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成21年3月1日から平成21年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社丸栄及び連結子会社の平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月12日

株式会社丸栄
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 山 昭 三

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社丸栄の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社丸栄及び連結子会社の平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は「早期退職特別優遇支援措置」の実施にあたり募集を行った結果、120名の応募があった。これに伴う特別加算金及び再就職支援に係る費用等は現在算定中であり、第2四半期連結会計期間において特別損失として計上する予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。